

「実践しよう！生活行為向上マネジメント」

生活行為向上マネジメント推進プロジェクトからの情報発信

生活行為向上推進プロジェクトニュース

臨時号 平成 27 年 4 月 2 日

4 月 1 日厚生労働省発出「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A」 ～ 生活行為向上リハビリテーションの算定要件に関して ～

生活行為向上マネジメント推進プロジェクト 担当理事 土井勝幸

- 昨日厚生労働省から上記通知内に、以下のような生活行為向上リハビリテーションの算定要件に関する Q & A が出されました。

問 1 0 5

生活行為向上リハビリテーションの算定要件について、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験」、「生活行為の内容の充実を図るための研修」とあるが、具体的にどのような知識、経験、研修を指すのか。

(答)

生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験とは、例えば、日本作業療法士協会が実施する生活行為向上マネジメント研修を受講した際に得られる知識や経験が該当すると考えている。

生活行為の内容の充実を図るための研修とは、

- ① 生活行為の考え方と見るべきポイント、
- ② 生活行為に関するニーズの把握方法
- ③ リハビリテーション実施計画の立案方法
- ④ 計画立案の演習等のプログラム

から構成され、生活行為向上リハビリテーションを実施する上で必要な講義や演習で構成されているものである。例えば、全国デイケア協会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本リハビリテーション病院・施設協会が実施する「生活行為向上リハビリテーションに関する研修会」が該当すると考えている。

- 上記は、平成27年度介護報酬改定ですでに示された生活行為向上リハビリテーションの算定要件である「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士」を明確にする内容です。作業療法士が関連する部分、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験」に対して、「例えば、日本作業療法士協会が実施する生活行為向上マネジメント研修を受講した際に得られる知識や経験が該当する」と説明がされた訳です。

■ このQ & Aが発出されるまでに、OT協会は厚生労働省からの要請で、生活行為向上マネジメント研修の現状や、履修人数等を報告しています。また、厚労省立会いのもと3月末に行われた日本医師会への生活行為向上マネジメントについてのプレゼンでは、専門的な知識若しくは経験を作業療法士が教育の中で如何に積み上げているかを示し、生活行為に携わるOTとPT・STとの違いを説明しご理解を得てきました。このような算定要件に関連した時間ぎりぎりのやりとり、コンセンサスを取る過程を踏んだ結果、「生活行為向上マネジメント研修を受講した際に得られる知識や経験」に関して、最終的に以下の様な具体的履修条件となりました。

- ・ 概論90分、演習330分の履修
- ・ 1事例以上のMTDLP実践（事例報告を提出するか事例報告会での事例発表）

■ 当初は、概論 90 分、演習 330 分という話も取り上げられていましたが、他団体からの要請もあり、また、より高い水準を設定することで量より質の担保を優先させたい協会の方針も含まれています。この条件を満たすと思われるOTは 350 名ほどいるのではないかと推測しています。

■ <通所リハで算定要件が必要なOTの皆様へ>

通所リハで勤務するより多くのOTのうち、現実的にはこの要件に満たない方も多いと思われます。MTDLP研修の要件に満たないOTの皆様が出来る限り早く要件を取得する方法を以下にお伝えします。

① PT、STと同じく、Q & Aの後半に書かれている部分に当たる研修会を受講すれば、要件を満たすことができます。

～全国デイケア協会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本リハビリテーション病院・施設協会が実施する「生活行為向上リハビリテーションに関する研修会」～

（PT、STはと書かれていますが、OTも受講可能です）

これらの研修案内は早くとも本日からとなっています。上記4団体が各団体HP上で研修案内をUPさせると考えられますのでご確認ください。すでに確定している分を次ページに上げておきます。研修は2日間、主催団体によっては2日目をOT協会が委託を受けて講師を派遣する予定です。詳細は各HPを参照下さい。

- 全国デイケア協会 <http://www.day-care.jp/>
- 全国老人保健施設協会 <http://www.roken.or.jp/>
- 日本慢性期医療協会 <https://jamcf.jp/>
- 日本リハビリテーション病院・施設協会 <http://www.rehakyoh.jp/>

② 士会単位で実施されている概論 90 分、演習 330 分の研修を履修（積算でOK）した上でMTDLPの実践事例があれば協会へ事例報告する

または事例検討会での発表を行う

※新しいMTDLP研修体系と「実践者研修」（5～6ページ）を参照してください。

<算定要件研修開催予定>

開催日	開催地	主催団体
4月11日(土)・12日(日)	東京	全国デイ・ケア協会
4月18日(土)・19日(日)	福岡	全国デイ・ケア協会
4月20日(月)・21日(火)	東京	全国老人保健施設協会
4月30日(木)・5月1日(金)	埼玉	全国デイ・ケア協会
5月11日(月)・12日(火)	大阪	全国老人保健施設協会
5月14日(木)・15日(金)	名古屋	全国デイ・ケア協会
5月28日(木)・29日(金)	東京	全国老人保健施設協会
6月8日(月)・9日(火)	大阪	全国老人保健施設協会
7月27日(月)・28日(火)	福岡	全国老人保健施設協会
10月10日(土)・11日(日)	札幌	全国デイ・ケア協会

1. 定員：100～300名（定員となり次第締め切り）＊定員は会場によって異なります。
2. 参加対象者：通所リハビリで勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士＊通所リハビリ開設予定の病院・施設も可。
3. 受講料：共催団体会員施設 27,000円（資料代・消費税込み）
：非会員 43,200円（資料代・消費税込み）
4. 修了証の発行：当日全課程を受講された方に修了証を交付致します。＊遅刻早退の場合、修了証の交付はできません。
5. 申込方法・お問合せ先：各主催団体のホームページや広報誌にてご確認ください。
6. 後援団体：公益社団法人 日本理学療法士協会、一般社団法人 日本作業療法士協会 一般社団法人 日本言語聴覚士協会、特定非営利活動法人 在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク

【プログラム】

- | | | |
|-----|--------------------|-----------------------------------|
| 1日目 | 12:00～12:55 | 受付開始、開場 |
| | 12:55～13:00 | オリエンテーション |
| | 13:00～13:10 | 主催者挨拶 |
| | 13:10～14:10 (60分) | 講義① 通所リハビリテーションの目的と機能 |
| | 14:20～15:20 (60分) | 講義② リハビリテーション・マネジメント論 |
| | 15:30～16:30 (60分) | 講義③ 通所リハビリテーションの諸活動とその視点 |
| | 16:40～17:40 (60分) | 講義④ 通所リハビリテーション計画の立案方法 |
| 2日目 | 9:00～ | 受付開始、開場 |
| | 9:30～10:30 (60分) | 講義⑤ 生活行為に対する理解とニーズ把握 |
| | 10:40～12:10 (90分) | 講義⑥ 生活行為リハビリテーション概論 |
| | 12:10～13:00 (50分) | 休憩 |
| | 13:00～14:00 (60分) | 講義⑦ 生活行為向上リハビリテーション実施計画書とその書き方 |
| | 14:10～16:10 (120分) | 演習⑧ 事例を通じた生活行為向上リハビリテーション計画の立案・演習 |
| | 16:10～16:30 (20分) | 修了書授与 |